

Title	割賦販売制度と消費金融 (割賦販売制度の新意義)
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.6 (1927. 6) ,p.748(26)- 770(48)
JaLC DOI	10.14991/001.19270601-0026
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270601-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

割賦販賣制度と消費金融

(割賦販賣制度の新意義)

向井鹿松

一般解釋に従へば割賦販賣は (Installment Purchasing; Abzahlungsgeschäft; Marché à tempérament) は無産者階級に消費信用を興ふる必要上から發生したもので、近世此の階級に屬する者の數の著るしく増加したことは、則ち又此の業務の急激に發達した理由であるとせられてゐる。果して然らば、此の制度は小賣商業組織に於ける掛買制度 (Borgsystem) と其成立原因を同じくするもので、後に述ぶる如く無産者階級の爲めに必要な制度と云ふことが出来るのである。けれども購買力の不充分なる人々の存在することが、此の制度の成立原因であり且つ其の成立の根本條件であるとしても、而も此の制度が近年特に急激に發展したことは、此の理由だけでは充分説明し得ないやうである。特に此の方法が普通の掛賣方法とは著るしく異なる特別な經營法により又特に廣告又は販賣員其他の仲介者を利用して其販賣及び代金の取立に當たらしむる事實等を説明することが出来ない恨があるのである。實際今日割賦販賣業者の行業は單に消費者の健全にして且つ自然的なる消費信用を充たす爲としては、解釋することの出来ない所が多々ある、否其方法には此の解釋に正反對なる傾向すら存在するやうである。

此の反對説による時は、割賦販賣業の形式其物が既に販賣者の一方的利益擁護の爲めにのみ出來てゐること、かかる大膽なる利己的方面が露骨に表面に出てゐることは、他の經濟行爲には之を見ることが出来ない位である。斯くの如き全然販賣者の利己的一方の商業形式は、決して之が消費者に對する社會的考慮の觀念から出發したものと想像することは出来ない。此の説に従へば割賦販賣業は販賣者の純利己的動機から出發したものである。換言すれば内地に於ける過剰生産が割賦販賣業の眞の成立原因であり、又其發展の本來の動因であると云ふのである。近時工業上に於ける大量生産による供給は内地に於ける眞の需要に著るしく超過せんとするの傾向がある。其の結果は之を外國に輸

出せんと努むるものであるけれども、これとて政治上、或は又外國市場に於ける競争の上からして、其販賣の思ふに任かせぬことが多いのである。茲に於てか此等の生産及び販賣業者は寧ろ退いて内地市場の開発に努力せんとするに到るものである。而して此際彼等の努力の向ふ所は從來未だ開拓せられざる市場であつて、それは則ち從來生産者及び商人の多く省みざりし下層階級の人々に外ならない、而して此等の人々は漸次自己の努力の結果として上の階級に入らうとする者で、彼等は其の身分の向上に伴ふて彼等には尙全く新らしい種々の財貨を必要とするのである。けれども彼等の懐中は尙充分に此の新らしい欲望を充たし得るだけの餘裕がないのである。彼等の此の境遇は則ち販路擴張に努力する生産者及び商人の乗する所である。彼等は先づ其財貨を賣却し、其財貨を擔保として其代金の額丈け彼等に信用を與へ、徐々に之を分割支拂ふことを許すのである。(Hein. Abzahlgesetz und Kredithäuser, S. 6 ff.)

ツムバルト教授も亦近世に於ける割賦販賣の發展の本來の基礎は生産者の販賣の必要に基くものとしてゐる。則ち曰く、最近種々の事情からして一般民衆の地位は向上し、工業生産物の購入者として初めて市場に表はれ來る者の數が著しく増大した。此種の人々は特に大都市の郊外に住む人々に多い。けれども今始めて購買力を有するに到つた此等の人々の財政状態は決して裕ではない。彼等が或る財貨を購ふ爲めに支出し得る高は、毎週又は毎月の其所得の極はめて一小部分に過ぎないのが常である。此故に商人が此等の階級の人々に高價な貨物を賣り付けるには、彼等の所得の極めて一小部分を集めて漸次に多額となし、彼等に精神的苦痛を與ふること少き手段方法を講じなければならぬ。……かくて割賦販賣制度は商人の最も好んで利用する一方法となり、工業品の販賣高増加の上にならぬ。』(Moderner Kapitalismus, II. Aufh., S. 383 ff.)

二

割賦販賣が既に生産者又は商人の利己的努力から出發する以上は、之が消費者に及ぼす影響も亦自ら推知し得られるのである。則ち從來割賦販賣制度に對する批難の主なるものを擧ぐれば左の如し。(Hein. a. a. O., S. 36 ff.)

(a) 割賦販賣制度は不正なる仲介者により又は廣告によつて消費者の購買力

を過度に峻りて不用の品を購入せしむる。

(b) 割賦販賣は商品の代價を不當に騰貴せしむる。蓋し此の制度の下に於ては廣告、仲介人等を利用して隅々にある小消費者を搜索して、之を説服すると共に、又其後に於ても一定期間一代金の取立をしなければならぬ。且つ其個人的信用を知らざる者に信用にて販賣する結果は、當然回収不能のものを生ずるのみならず、又信用を與へたる資本の利子をも代價の上に附加する必要があるからである。

(c) 品質不良なる劣等品を供給する。

(d) 購買者の権利の主張を始めから出来ないやう契約をして置く。従つて萬一の場合に彼等は著るしく不利の地位に立つこととなる。之に反し割賦販賣業者は其の利己的利益を確保する上に於て油斷なく萬一の場合には其の契約上の権利を容赦なく主張するのである。

此等の理由は則ち一八九二年獨逸で割賦販賣取締法案を制定した時に、其提案の理由として挙げられた所である。同法は一八九四年に成立した。奥國及び瑞

西又之に關する法律又は規定を有するが、我國では大正七年有價證券の割賦販賣に關して特別の法律が設けられた。蓋し此等の弊害に應せんとする趣旨に外ならない。現に米國ですら Henry Ford 及び C. S. Woolworth の如き一流實業家は割賦販賣業を以て不自然にして、且つ危険なる分子を含むものとし、且つ之が代價を不當に高からしむることを批難してゐる。

けれども割賦販賣の制度は中産階級以下の無産者の存在を前提とするもので、此の點から此制度の存在の理由を辯護することが出来るのである。則ち此の消費者の見地から從來此の制度の利益として挙げられた所は次の如きものである。(Erster, Handwörterbuch, IV Aufh. Bd. I. S. 23)

- (a) 資力少なき者と雖も、一部分の代價を支拂へば直ちに其營業又は生活に必要な高價なる貨物を得且つ直ちに之を使用することが出来る。
- (b) 一時に多額の金を支出しないで、分割して之を支拂ふから苦痛が少ない。
- (c) 高利貸の金を借り又は放漫なる掛買をするよりは危険が少ない。
- (d) 保険の如く、一種の強制貯蓄となる、蓋し此の制度の下では法律上その支拂

を強制せられるからして、所得の増加と、支出の節約を強制せられる。従つて此の方法で彼等が土地及び家屋を購入する時は、一定の期間後多く苦しみますして其所有者となることが出来る。

(e) 従つて此の方法が土地及び家屋の建築に應用せられる時は大都市の住宅問題にも好影響を與ふるものである。

以上の二つの利益と弊害は吾人が前に述べた割賦販賣制度の成立の原因の二説の内何れを採用するやによつて、利益に主きを置くものと、又反對に其弊害に主きを置く考が出て來るのである。

然るに最近二三ヶ年に於ける米國の割賦販賣制度の旺盛は、此の制度が一方には生産者の販賣力増加の必要から出て來ることを證しつつ、他方には消費者及び社會全般に對しても亦大なる利益を與へることの出来る所以を明かにしてゐる。則ち割賦販賣制度は十七世紀頃から行はれるたにも拘はらず、此の點は全く新しい現象であつて、恐らく今後に於ける割賦販賣制度に對する從來の消極的觀念を一變するものであらう。今左に此の由來と理由を説明する。

三

割賦販賣の方法が其販路を購買力の少なき一般民衆の上に擴げ之が爲めに其の販賣高を増加し得ることは疑なき所の事實である。此の結果として生産の過剩又は購買力減少して市場沈衰の状態にある時に、此の方法を利用すれば、よく行き詰れる局面を展開することが出来るのである。かの現今我國の出版界に於て一大流行をなす一圓本全集の異彩は畢竟以上の原則の一變化の表現に外ならないのである。此の故にかかる割賦販賣が其國の主要なる産業に就いて行はれる時は其國全般の經濟界を好況に導くの重要な原因をなすとの推測も亦必ずしも否定することが出来ないのである。現に米國に於ては最近二三年間割賦販賣業が異常の發展をなし、之が爲めかかる消費信用の發展の社會經濟上に於ける功罪に就いて學者及び實際家の間に非常なる論争を起してゐる。現に一九二六年十一月七日紐育に開かれた Academy of Political Science の大會に於ける論題の一つは則ち此の割賦購入 (Installment Purchasing) の問題で、多數の學者及び實際家の研究報告及び討論があつた、而して其の詳細は其機關雜誌 The Political Science Quarterly に載

せられてゐる。

最近米國で割賦販賣制度を讚美する者の論據は此の販賣方法が米國の重要工業と直接關係を有する事實から出發し、以て此に廣汎なる社會的意義を附するのである。則ち今日米國で毎年月賦販賣の爲めに發生する債務は約七十億弗と計算せられてゐる。而して全米に於ける自動車生産の約七割五分、此の高は全世界の需要の五分の四を占むは此の割賦支拂の方法で賣却せられてゐるのである。實際一九一九年以來米國で割賦支拂の方法によつて、自動車販賣せられるやうになつてから、其生産が急激に増加したことは驚く可きものある。而して此の方法によつて販賣せられるのは單に自動車ばかりでなく尙他に種々の重要産業があるのである。

本來割賦販賣の方法は今日に始まつたものでなく歐米共に十七八世紀頃から盛んに行はれてゐた。けれども以前に於ては此の方法で賣却せられる商品の數は極めて少數のものに限られてゐた。此點に於て米國ではかのミシン器械の販賣が此の方法の先驅をなしてゐた。其後洗濯器械、ピアノ、衣服及び建築等に行は

れ、戰爭中には自由公債が又此の方法で賣却せられた。次いで數年前から自動車がこの方法で販賣せられるやうになり、今日同國の自動車生産は形式上全く此の方法を基礎として成立してゐると云つても過言ではないのである。ポルトランドの新聞「オレゴニアン」紙が人口五萬以上の市に於ける主要なる工業家に就いて調査した所によると、割賦販賣の上に於ける各産業の割合、換言すれば割賦購入の結果として生ずる全米の消費信用中に、各産業の占むる割合は自動車工業三割五分、家屋購入二割八分、家具洗濯器等の家庭必需品一割八分、寶石ラヂオ等の贅澤品一割、衣服類九分であると云ふ。吾人若し先に述べた割賦販賣による自動車の賣上代價を基礎とし、此の割合に於て各産業の割賦販賣による賣上高を計上せんか、其總高は驚く可き巨額に達するを發見するのである。

かかる事實から出發して割賦販賣を讚美する者は、之を非難する者を目して事實を知らざる者の言とし、割賦販賣を以て米國最近の經濟的繁榮の最も重要な一原因となすのである。而して彼等が其利益ある結果として擧ぐる所は大要次の如きものである。

(a) 米國に於て失業者の殆んど無くなつたこと。蓋し此の販賣方法によつて、需要従つて又生産が著るしく増大した結果である。

(b) 生産費の低下せしこと。これ使用品及び贅澤の大量生産が可能となつた當然の結果である。

(c) 勞働賃銀の向上、貯蓄心に對する刺戟、停滯貨物の一掃せられしこと。

(d) 他の諸國に於ては資産ある者も之を使用すること困難とせられる貨物を米國では普通の使用人及勞働者が自由に購入し得ること。

現に有名なるトーマス、エヂソン氏の如きも割賦販賣が生産を安定するの効果を認め將來尙益々盛んに行はれるに到り、而して此の傾向は製造業者も又銀行も如何ともすることが出来ないであらうと云つてゐる。

以上はオレゴミアン紙が割賦販賣に對する諸方面の意見を徴した際に、之に賛成する者が其理由として掲げた所であるが、此の賛成意見は質問に對する答申總數の四分の三に上つた。而して残りの四分の一は之に反對する答申で、其理由とする所は、割賦販賣は賃銀勞働者を奴隸化する危険があると云ふのである。現に

今日米國の勞働者の將來に受くる賃銀の三割九分は此の割賦販賣に伴ふ債務の擔保となつてゐる形をなしてゐると。

四

最近米國に於ける割賦販賣の旺盛が、從來からの此の制度の上に與へた、他の一つの新しい意義は、特別なる消費金融の制度の發達であつた。元來割賦販賣は消費者に信用を與ふることである。換言すればこれ支配給組織に於ける配給資本の供給の増加を必要とするのである。例へば今假りに商人甲が消費者乙に五百圓の貨物を割賦支拂の契約にて賣却し、其内百圓を現金にて、残りを分割して受取ることとする。此際甲商人は更に四百圓の現金を所有せざれば新に商品を入れ、入れることが出來ず、若又生産者なれば生産を繼續することが出來ない道理である。此故に割賦制度の下に於て消費者に消費信用を與ふるものは其販賣高の増加に伴ひて大なる資本を必要とするのである。則ち消費金融の必要が起つて來るのである。割賦販賣制度は十七八世紀に歐洲に起り、千八百五十年頃から近世の形式となり、千八百七十年頃から一般的となつて今日に及んだのであるが、而も

此の爲めの消費金融は一般普通の金融方法によつて、此がための特別の機關は發生しなかつたのである。只巴里に於ける Crespin-Dufayel は自ら割賦販賣業を行ふと共に、一種特別の方法によつて消費信用の道を開いてゐた。則ち此の店では Bons d'achats と云はれてゐる一種の手形を發行する。此の手形は消費者が他の商店に於て商品の購入をした時に、此の商店は其代金として之を取るものである。而して此の手形を代金として取りたる商店は之を Dufayel に持参すれば Dufayel は之を額面の一割八分引きにて買取り、後自ら消費者に就いて分割して支拂を求むるのである。而して戰前其の賣上高は一ヶ年七千萬法と云はれてゐた。此の點に於て Dufayel は變則ではあるが消費信用の特別金融機關の先驅をなしたものと見ることが出来る。

然るに最近米國には割賦販賣をなす商人に對し、特に其消費金融に便せんが爲めに特別な専門の金融機關が發生した。米國では之を Finance Company, Acceptance House, 又は Discount Company と云つてゐる。而して此の金融方法は次のやうな形式で行はれるのである。例へば今假りに或る商人が代價六千弗の自動車を賣却

し、現金にて一千弗残り五千弗を毎月五百弗の割賦支拂の手形にて受取つたとする。茲に於て此の商人は受取りたる五千弗の手形を上述の金融會社に持参し、之を擔保として融通を受くるのである。而して其率は手形の八掛則ち前例に於ては四千弗である。此の四千弗に對しては勿論利子及び手数料として一定の割合を支拂ふを要するからして、それ丈け割賦販賣の代價は高價とならざるを得ないのである。而して此際確實なる金融會社にありては商人の賣却したる商品に對する擔保權利書を請求するのみならず、尙商人に對して購入者の支拂義務の保證を求むるものである。此等の金融會社には大なる資力を有する健實なるものがあると共に、又資力の薄弱なるものもあるのである。(Credit Alliance Corporation の調査によれば今日米國に於て割賦販賣の金融業を營む會社の數は千五百餘多少の資力ある個人の數は二千五百餘に上ると)此等の小金融業者の中には引受の條件を寛大にする爲め、損害に對する準備金を積み立つる丈の利益を餘し得ないものがあり、時に又商人に對し裏書の保證すら求めないものがある。其結果手形の質を著るしく墮すものである。蓋し消費信用は全く對人信用で、假令販賣商品に對

して擔保の権利があつても、一度使用せられた商品は著るしく其價值を減ずるからである。而してかかる萬一の損害に對して準備金を積立つる必要は自ら賣却商品の値段を高からしむるに到るものである。

輕卒なる消費信用から生ずる危険に應ずる爲めに、割賦販賣業の金融を廣汎なる組織によつて其基礎を健全ならしめんとする運動が行はれてゐる。現に最近メリーランドに三千百五十萬弗の資本金を以て設立せられた米國再割引會社 (American Rediscout Corporation) は此の目的に出たものである。此の會社の組織は米國聯邦準備制度を真似たもので、其職分とする處は此の會社を組織する金融會社の所有手形を再割引して之に資金を供給するにある。此の組合に屬する金融會社には一定の金額が定められ、其四分の一迄は常に再割引會社より資金の供給が得られ、四分の三は金融會社の取引關係ある銀行から之を求むることを許されてをる。且つ此の再割引會社は常に金融會社の帳簿を檢查することが出來、且つ各組合會社は何づれも同一の帳簿組織を有するものである。此種の金融會社は紐育其他二三の州に於ては銀行法の下に營業するを要するものである。(Proceed-

ing of the Academy of Political Science, vol. XII, No. 2, p. 122)

五

米國の自動車の七割五分が、割賦支拂の方法で販賣せられてゐることは、吾人既に之を述べた。従つて其金融方法も著るしく發達してゐるのである。而して其金融の事情は前述の集會に於て General Motors Corporation の會長 Raskob 氏の述べた所によつて最も詳細に之を知ることが出来る。(Ibid, pp. 119-129)

General Motors Corporation の子會社たる General Motors Acceptance Corporation は一九一九年初二百五十萬弗の資本金で設立せられたものであるが、今日同會社の自己資本は實に三千二十萬弗の巨額に達してゐる。而して今日全米國に於ける銀行の數は三萬餘に上つてゐるが、其内でこれ丈の自己資本を有する者は、僅かに二十行であるより見れば、此の割賦販賣の金融會社が如何に大なる活動をなしつつあるか、容易に之を推測することが出来るのである。此の金融會社は本社の營業部とは全く獨立して割賦販賣の金融業務を營んでゐるのである。従つて販賣政策の爲めに左右せられることがない。次いで此の金融會社が主を置く所は自動車を

購入した者の個人的事情及び信用を基礎とすること、而して其判断は決して機械的な標準によらないことである。更に此の購入者のなす支拂の約束は、此の個人の地方的又は個人的事情を知る商人をして裏書又は保證せしめ、以つて彼等の信用調査に對し責任を負はしめるのである。一九二二年から一九二四年に到る間に、此の會社の引受けたる消費者振出の割賦支拂手形の總額は二億七千八百七十二萬三千弗で、此内回収し得ざりし手形は僅かに二十三萬八千七百三十三弗、其割合に於て一パーセントの十二分の一に過ぎなかつたのである。一九二五—一九二六年の間の成績は尙判然と決定したわけではないけれども、大約四億四千四百五十七萬三千弗の内回収不能のものは十三萬五千三百二十二弗、則ち一パーセントの三十分の一に過ぎない。此の會社の成立直後は景氣沈滞の時、此の會社は當時既に恐慌時の經驗を経たのである。則ち一九一九—一九二一年の間に此の金融會社の引受けた消費者の支拂約束手形總計は、九千六百四十萬七千弗で、此内回収不能のものは七十四萬四千三百十弗、則ち一パーセントの百分の七十七であつた。而して此の損害高は會社の成立草創の際として見れば上等の成績で、而も其

損害の大部分は無經驗の結果から來たものである。一九一九年會社の創立以來一九二六年十月一日迄の間に同會社の引受けた消費者手形の總額は八億一千九百二十萬三千弗で、其内回収不能の高は百一十一萬七千弗、則ち約七分の一パーセントであつた。此の結果商人が其裏書の義務からして受けた損害は如何と云ふ問題が起つて來るが、元來此の金融會社が手形引受に際し商人に課する料金の内には、かかる損害に對する填補金が含まれてゐて、之を準備金として積立て、商人の受くる損失に當てることになつてゐる。従つて此の準備金は以上の損害に對して充分商人を保護し得たのである。今日米國には以上の General Motor Company の外、附屬金融會社を所有する大自動車會社がある。例へば Studebaker Corporation の如き其一例である。

今日米國に於ける割賦販賣の金融方法は時に極めて複雑を極めることがある。例へば金融會社が消費者の手形を引受けた際に之を信託會社に預托して信託證書を發行する。此の信託證書を更に中央機關(例へば上述の米國再割引會社)に預托する時は、中央機關は之を擔保として更に保證付信託證書を發行する。此の保

證付信託證書は他の金融機關の保證を得て、廣く一般市場に流通するに到るものである。かくて一個人の不安なる所得を基礎とする證券も茲に全く個人關係に左右せられない、流通證券となるのである。

米國では一九一九年迄は自動車は一般に現金で消費者に賣却せられてゐたものであるが、今日割賦制度で賣却せられるために一般使用人及び労働者も其月々の収入で、一つの自動車の所有者となることが出来るのである。然らば此等の一般消費者は其結果財政上の窮乏に陥つてゐるかと思ふと、そうではないやうである。蓋し何處の國でも同じやうに労働者なるものは多く自己の生活標準を維持する丈の収入を得る丈に働き、それ以上は働かない傾向が甚だしいのである。米國でも地方によつては労働者は一週の中數日働いて生活が出来れば、其残りの日は遊んで暮す風がある。然るに若しかかる境遇に在る労働者が、自動車の所有者たらんとして、二度割賦購入を成す時は、彼等は毎月其の債務の支拂に應ずる必要上収入の増加を計るからして無爲に遊ぶことがなくなる。従つて此の制度は労働者の財政を困難ならしむることなくして、彼等を一つの財産の所有者たらしむ

ると云ふのである。現に米國では斯の如く大規模に割賦販賣が行はれてゐるにも拘はらず、同國の生命保險は一九二〇年に四百二十三億三千万弗であつたものが、一九二五年には七百二十万弗に増加し、又貯蓄銀行の預金は最近七ヶ年間に倍加して、全銀行資力の四九・五パーセントを示し、十年前に比し、〇・五パーセントの増加を示してゐる。此等の數字は明かに割賦購入が、購買者の所得の増加によつて行はれてゐること、換言すれば消費者が負債を負はざる場合よりも餘計の労働をなしつつあることを示すものと見ることが出来る。(Proceedings, p. 125)

かかる消費信用の擴大が、米國の自動車工業に大なる刺激を與へたるや論を俟たない所である。而も米國の自動車工業が同國の主要工業の一である結果として、此の割賦販賣制度は其他の基礎工業にも亦其影響を及ぼしたのである。則ち今日米國の自動車製造工業は、全米國に於ける鋼及び鐵の生産高の八分の一、鉛の七分の一、硬質木材の七分の一、ニッケル、アルミニウムの四分の一以上、硝子板の半額以上、裝飾用革皮の三分の二の需要者である。又米國に消費する銅の約八分の一、錫の七分の一を占めてゐる。更にガソリン消費量の五分の四、ゴムの五分の四以

上は自動車用に供せられてゐるのである。National Automobile Chamber of Commerceの調査によれば米國の自動車工業に直接又は間接に使用せられてゐる者の數は三百五十萬人で、これは米國に於て全被傭者の十二分の一に當る。自動車工業が全産業界にかかる地位を占むる結果として割賦販賣による自動車工業の繁榮は當然又此等の産業の隆昌を促進し、更に割賦販賣による家屋建築、家具其他の製造業の繁榮と相俟つて、此の制度は米國經濟全般の上に、最も深刻なる影響を與へなければ已まないものである。

六

近時米國に於ける産業及び其經營法の驚く可き發達は各國實際家の注目を怠らない所である。且つ彼等の米國から刺戟を受くることも極めて大である。就中獨逸の實業界は其影響を受くること最も敏感である。最近二、三年の間に於て米國に割賦販賣が一般に行はれ、其成功を見るや獨逸には早くも此の制度に注意し、昨年秋には之に對する論議が盛んに行はれたのである。尤も既に述べたやうに割賦販賣制度は信用制度と其起原を共にし、特に十九世紀の終りには盛んに販

賣政策上に利用せられ、一部に害毒を流がしたことがあるのである。現に獨逸では一八九二年に帝國議會に割賦販賣取締法案が提出せられ、一八九四年に法律となつてゐるのである。けれども當時は尙所謂割賦販賣業者の手を経て行はれる丈で、此の消費者手形を割引して彼等に信用を與ふる特別金融機關はなかつたのである。而して獨逸に此の割賦販賣の金融機關が設立せられたのはツイ最近のことには屬するのである。而して昨年秋の意氣込に似合はず其發達は徐々としてゐるが、而し健實なる進歩をなしてゐるやうである。此種の特別金融機關の最初に設立せられたものはKönigsburgに於けるKundenkredit G. m. b. H.で、之には四十一の商事會社及び商店が附屬してゐる。而して現在此の會社の所有する手形を振出した消費者の總數は四千五百名に達し、其内譯は使用人三割、官吏三割、勞働者二割九分、自由職業者五分其他一割であると云ふ。其外此種の金融機關の設立せられたものにKaufkredit G. m. b. H. (Berlin), The Commercial Investment Trust Aktiengesellschaft (Berlin)及びKreditaustalt für Verkehrsmittel A.-G. (Berlin)がある。而して割賦販賣に賣却せられるものは家具、什器、衣類、點燈用器具、靴等で、回收不能の割合は一パーセント

の二分の一位で、一パーセントに到ることはないやうである。此等の事實からして獨逸に於ける割賦販賣の前途を下するは早計であらうけれども、最近此の方法が新らしき制度の下に著るしく發達しつつあることは容易に之を推斷し得るのである。(Frankfurter-Zeitung, 22. 3. 1927.)

社會保險の給付に就て

園 乾 治

序 言

社會保險の給付の目的は、疾病、傷害、出産、不具廢疾、老衰、死亡、失業の諸事故が發生したる爲に被保險者并に其家族の蒙りたる經濟的結果を除去するに在る。

給付の種類及び量額を決定するには、種々の事故の發生に因る經濟的結果の性質と程度とを知ることが必要である。

以下、先づ種々の事故の發生に因る經濟的結果、次で給付の量額に関する諸概念、最後に數國の法制に採用せられたる解決方法に就て研究しやう。

一、事故の經濟的結果

社會保險の擔保する事故の發生に因て被保險者又は其家族の蒙る經濟的結果は、支出の増加か、所得の不能又は勞働獲得不能に因る所得の減少又は喪失の何れかを惹起し、或種の事故は同時に支出の増加と所得の減少喪失とを惹起す。

一、治療に関する支出の増加